

# 後藤新平と台湾総督府顧問制度

王 麒 銘

はじめに

一 後藤の満鉄総裁と総督府顧問就任の経緯

二 総督府顧問制度の成立及び運用

結 論

はじめに

後藤新平は、一八九〇年代より内務省衛生局長、台湾総督府（以下、総督府と略す）民政長官、南滿洲鉄道株式會社（以下、満鉄と略す）総裁、通信大臣兼鉄道院総裁、内務大臣、外務大臣、東京市長を歴任し、一九二三年の関東大地震後は内務大臣に再任し、党首を務めたことがなく、内閣総理大臣にもならなかったにもかかわらず、近代日本政治史研究において注目的となってきた人物である。本稿では、これまで深く検討されてこなかった後藤と総督府顧問制度との関係を考察する。

一八九八年、児玉源太郎が総督に就任すると、後藤を民政局長（民政長官に改称）に抜擢した。児玉と後藤の任期は、日本による台湾統治の確立にとって重要な期間と考えられている。一九〇六年四月、児玉が参謀総長に転任し、佐久間左馬太が総督の職を引き継いだ際、後藤はそのまま長官に留任し、約半年後に満鉄総裁に就任した後も、引き続き総督府顧問を兼任すると同時、関東都督府（以下、都督府と略す）顧問を兼任した。

後藤の顧問就任については、佐久間の伝記において、佐久間が後藤の顧問兼任に難色を示したものの、総督府官僚らによる折衝の結果、後藤が無事顧問を兼任するに至ったことが記載されている<sup>(1)</sup>。後藤の伝記においては、後藤が台湾の政務が後藤の辞任によって激変することを回避するために、この方法を編み出すに至ったと指摘されている。また、伝記においては、後藤が総督に宛てた一通の書簡が紹介され、後藤が満鉄総裁就任の勧めに応じた経緯などが記されている<sup>(2)</sup>。実際、中央政府の上層部は、この人事問題について相当の期間苦悩しており、決して総督府の官僚数名の権限で解決できるものではなかった。

先行研究において、北岡伸一は、後藤が満鉄総裁就任時に都督府顧問の兼任を要求し、林董外務大臣の強い反対に遭ったものの、最終的には政府当局の同意を得たと指摘している<sup>(3)</sup>。また、顧問の主務事項は不明確ながら、その任務は主として都督府の政策を監督することにあつたと考える研究者もいる<sup>(4)</sup>。台湾学界では、鍾淑敏が、後藤は自ら求めて顧問に就任することで、総督府の施政及び人事に介入したと論じ、これは植民史上の特例であつたと指摘している<sup>(5)</sup>。

本稿では、以下の課題を具体的に検討する。即ち、後藤の満鉄総裁就任前後、中央政府はどのように後藤の人事案を処理したか、後藤が総督府顧問に採用された経緯はどのようなものであつたか、そして、後藤はどのように台湾統治事務に関与したのか、後藤が総督府顧問を辞した経緯はどうかを検討し、最後に、この時期の台湾政治史の特徴を理解する一助とすべく、この特殊な顧問制度がどのような意義を内包していたのかを分析

する。

一 後藤の満鉄総裁と総督府顧問就任の経緯

日露戦争後、満洲を如何にして経営するかは、一九〇六年一月に成立した西園寺公望内閣の重要な課題の一つであり、このために成立した満鉄の初代総裁として後藤が選ばれたが、後藤就任の過程は紆余曲折があった。以下、特に顧問制度との関わりについて詳しく考察する。

(一) 満鉄総裁就任問題

後藤の日記によれば、一九〇六年三月初めに東京で山縣有朋のもとを訪れた際、陸軍大将佐久間左馬太が兎玉に代わって新総督となり、新総督が後藤の長官留任を望んでいることを知った。後藤は兎玉に報告した後、佐久間の要請を受け入れることを決めた。<sup>(6)</sup> 四月一日、兎玉が参謀総長に転任し、佐久間が第五代台湾総督に任ずると、後藤は引き続き民政長官に任ずると共に男爵を授けられた。<sup>(7)</sup> 後藤は、六月一日、兎玉宛の書簡において、新総督就任後、後藤はいつまで留任するのかという風聞があったが、全体的には台湾の民心安定に重きをなす旨述べている。<sup>(8)</sup> 民政長官異動の言説は、満鉄総裁候補の人選についての世論と関係があり、当時、満鉄総裁となり得る人選は多く、軍人、文官とも考えられ、後藤の名も候補として報じられていた。<sup>(9)</sup> 後藤が潜在能力を有していることは認められていたものの、後藤が満鉄総裁となったのは中央政府当局が動いたことよって実現したのであった。以下、時の内務大臣原敬の日記をもとにそのいきさつを整理する。

一九〇六年七月頃、西園寺首相が原敬に満鉄総裁の人選に関する話をした際、原敬はその意見に賛同すると共

に、後藤が適任であると考え、両者の見解は一致した。そこで、西園寺は山縣有朋と寺内正毅陸相らに対処し、原敬は後藤に電報を打ち上京を求めた。七月二二日、後藤は上京後、原敬を訪問し、原敬は後藤に対してその任を受け入れるよう促したが、後藤は熟考の上決断する必要がある旨述べた<sup>10</sup>。次いで、後藤は首相に面会し、満鉄総裁への就任を勧められたが、後藤は、それまで商業経営の経験がなく、満鉄の事業内容も不明瞭であると考え、辞退した。首相たつての要請ではあったが、後藤は、台湾が財政的な独立をいち早く達成したことは、必然的に弊害を引き起こすことになり、また例えば水利灌漑施設、発電事業など、依然として多くの計画が未完であることを直言した。西園寺は、後藤に再考を求め、児玉參謀総長に会いに行くよう促した。これは、西園寺と児玉が事前に申し合わせていたことである。即ち、前者が後藤に就任を勧め、後者が鉄道問題を説明し、更に山縣が佐久間総督に対し後藤の辞職に同意するよう説得することになっていた。結果として、児玉も説得に加わることになり、後藤に対し山縣に直接会いに行くよう促した<sup>11</sup>。後藤は、上京して原敬、西園寺、児玉、山縣と見えた後、総督に対して電報を打ち、山縣が総裁の就任時期を一九〇七年二月まで先延ばしにすることを検討してもよいと述べたことを報告した。そして、二三日の午後には総督が、了解した旨の電報をよこしている<sup>12</sup>。このことから、後藤は転任する心積もりができておらず、民政長官の任を務めることを優先していたと推測できる。

後藤は原敬らを相次いで訪問したが、翌日未明には児玉急逝の訃報が伝えられた<sup>13</sup>。児玉の葬儀を手配するため、後藤の総裁就任の件は一旦止め置かれ、七月二四日及び二五日に、後藤は西園寺及び山縣に見え、再度推挙を拒絶した。二七日に再び両者に見えた際、後藤はその考えを説明し、現行の官僚制度が許す範囲内で便宜的に処理できないかとの提案を行い、両者に採用された<sup>14</sup>。七月末、後藤が再び原敬を訪問した際、原敬は満洲経営にその身を投じることを勧めたが、後藤は依然として動じず、原敬に対して、もし山縣元帥が満洲経営の総裁に就任するのであれば、その指揮の下で務めることを願ひ出た。原敬にしてみれば、後藤は、児玉総督と後藤長官の組み

合わせのモデルを踏襲して、山縣総裁と後藤副総裁の組み合わせに置き換えるのであれば、当局の計らいに応じる用意があるように見えた。原敬は、後藤の態度があまり前向きでないと考え、改めて独り立ちを強く勧めるに至った。<sup>(15)</sup>

七月三十一日、後藤は山縣に対し就任の条件を提示し、翌日にはその条件を首相にも提示した。<sup>(16)</sup> 後藤は山縣に対し書面で、首相には就職条件を書面で提示済みであり、回答を待っている旨説明した。<sup>(17)</sup> 八月一日、後藤は原敬を訪問し、満鉄総裁に就任することを決めた旨申し述べた。しかしながら、当初、佐久間が総督として赴任する前、政府当局は後藤の位置を暫時変更しない旨確約していたが、この点について、原敬は二日の日記において、政府が確実に後藤を必要としているのであれば、何ら異議なしとの書簡を総督から受領済みである旨書き記している。従って、原敬は、後藤の人事問題は難なく処理できると楽観的に考えていた。<sup>(18)</sup> 史料的な制約のため推測となるが、後藤は八月一日頃に総督に対して電報で報告し、翌日総督が後藤に対し電報で国家大計に鑑み、台湾にとつては誠に遺憾ではあるが、同意せざるを得ないとの返答がなされた。<sup>(19)</sup>

後藤が上京してから約二週間の間に、満鉄総裁就任問題について、上層部の間で集中的に交渉が行われている。八月六日、西園寺が書簡で山縣に対し、既に寺内陸相から佐久間総督に電報を打つよう要請し、且つ総督の返答を得ており、それに目を通すよう伝え、更に顧問に関する件では、法制局長官が制度上疑義が生じ得るかについて調査中であることを報告している。<sup>(20)</sup> 八月八日、後藤は、大島義昌都督と陸相官邸で面会し、満洲経営の重要事項を書面にまとめ、その複写を一部、山縣に提出している。<sup>(21)</sup> 一日、後藤は再度原敬を訪問し、既に山縣の邸宅で大島都督に会った上で、顧問の身分で都督府の政策に関与することを主張し、その見解が山縣と大島によって受け入れられたことを説明している。後藤が顧問の身分で総督府の政策に引き続き関与することについては、総督の同意を得なければならず、後藤は原敬に対して、山縣が間に入って調整する用意があることを伝えた。原敬

の日記から、後藤が山縣と大島に対して顧問就任に関する要求を提示し、原敬が事前に事情を把握しており、後藤のこのようなやり方に賛成していたことが分かる。<sup>(22)</sup>

しかしながら、後藤が満鉄総裁に就任し顧問をも兼任する件について、政界において思いがけず波紋を呼ぶこととなった。八月三日、原敬が西園寺首相を訪問した際、当日の朝、林董外務大臣が首相のもとを訪れ、後藤の就任に反対したのみならず、都督府に顧問を置くことにも反対したことを知る。林がその場を去った後、西園寺は原敬を呼んで話をしたが、原敬は林がこの人事の意義を誤解していると考えた。満洲経営においては鉄道の運営が前提となるのであって、山縣らはこの現実には直面し、後藤が満鉄総裁に就任することに同意するほかはなかったのである。林外相の誤解を解くため、原敬は西園寺に対し、林と再度この件について話をするを約すと共に、一四日の内閣会議においてこの案を提出しないことで話をつけた。興味深い点として、原敬は、都督府民政長官石塚英蔵が林董に意見を提供したために、林が首相に直接反対を表明した可能性が極めて高いと記している。原敬は、その判断の根拠として、以前、石塚がこの件を原敬に述べたものの、原が採用しなかったことを挙げている。原敬の見るところ、林外相は石塚に利用されたのである。<sup>(23)</sup> 石塚は、上述した行動に出たのみならず、東京から任地である満洲に帰る途中、京城で伊藤博文に面会し、伊藤もこの案に反対であることを確認している。<sup>(24)</sup> 石塚の行動に対し、一九日、後藤は寺内陸相宛ての書簡にて、石塚が「小策を弄し」<sup>(25)</sup> ているようだ（小策を弄し候には無之歟）と伝えている。<sup>(25)</sup>

八月二二日、原敬は林董を訪問したが、林は原敬の分析を聴いた上で、その主張を曲げようとはしなかった。その後、原敬は首相に面会し、林外相との話し合いの内容を報告している。<sup>(26)</sup> 当日、後藤も上京以来の動向を就任理由書としてまとめ、林董、山縣、西園寺らに送っている。<sup>(27)</sup> 二三日、林董も首相を訪ね、反対の意見を変えない旨表明している。原敬は首相と面会后、この件は処置が不可欠と考え、翌日外務次官を呼んで話すことを決めて

いる。両者は林がこの件を理由として辞職する可能性があることを心配しており、起こり得る危機に対して対応が必要と考えた。<sup>(28)</sup> 明治憲法体制下において、内閣の構成員に意見の不一致を見ることは、往々にして内閣瓦解の瞬間となっていたからである。

八月二六日、後藤は、台湾へ戻る前に下関において寺内に宛てて書いた長文の書簡において、問題が更に複雑となることを避けるために、総裁就任の全ての交渉を取りやめるよう当局に要請している。後藤は、これが公私を両立させるための最良の方法である（小生は退而體面を全くする策を取るべし。是公私両全の措置なり）と考えたのである。<sup>(29)</sup> 二八日、原敬が内閣会議に出席すると、当日林董は出席しなかった。寺内は、原敬を呼び別室で話し合いをし、もし林が自らの見解を堅持するのであれば、首相は辞職するほかはないが、現在の政界を見るに、内閣の重任を任せられる適切な後任の人選は恐らく見当たらないこと、そして予算が可決していない間は、内閣更迭の影響は計り知れないことから、林にその主張を改めさせる必要があり、早期に問題を解決させなければならぬと述べている。内閣会議の後、西園寺は原敬に対して、珍田捨己外務次官が葉山に林外相を訪ねた後も、林は意思を曲げるつもりがないと述べている。西園寺は、事ここに至った以上、京都に山縣を訪ねて内閣辞職を議論するほかはないと考えた。しかしながら、原敬は、内閣辞職は下策であり、速やかに臨時閣議を招集して閣僚達の意見を聴くべきであり、林以外の閣僚が見解に一致を見た場合は、林が多数派に意見を合わせるよう措置を講じ、林がなおも動ぜざる場合は、辞職させるべきと考えた。この件はデリケートな問題であり、原敬の記述によれば、西園寺、寺内及び原敬のみが状況を把握していた。<sup>(30)</sup> 同日、寺内は書面で山縣に報告し、解決策は西園寺が林と条件を話し合い、林が病氣療養での休暇中に勅令を發布することであるとしている。<sup>(31)</sup>

八月三〇日、原敬は首相と見え、両者は議論の末、林が病で暫時休養中であることを理由に、第三者が臨時でその職務を代理し、この期間に乗じて顧問設置の勅令を出すことを決定した。林が既に珍田をしてその辞表を首

相に提出せしめたため、首相は天皇に上奏することを決め、天皇が外相の辞表を返還するのを待つて、首相が暫時外相を兼任することとした。<sup>(32)</sup> 勅令が円滑に発布されるように、三日、西園寺は海軍大臣齋藤実に宛てた書簡において、齋藤に必ず閣議案に署名するよう求めている。時間が差し迫っていたため、西園寺はこの書簡を人遣わして直接齋藤に手渡ししている。<sup>(33)</sup> こうした綿密な行動を経て、後藤の人事問題は解決を見るに至った。法制局が両府の顧問設置を起案した公文書において、外務大臣署名欄に西園寺の署名を見ることができ、本件は内閣会議の認可を経て、九月一日、天皇の裁可を経た後、勅令第二四二号として公布された。<sup>(34)</sup> その内容は以下の通りである。

第一条 台湾総督府及関東都督府ニ顧問各一人ヲ置クコトヲ得

第二条 顧問ハ台湾総督府又ハ関東都督府ノ所管ニ属スル行政事務ニ関シ台湾総督又ハ関東都督ノ諮詢ニ應シテ意見ヲ開陳ス

第三条 顧問ハ台湾総督府ニ在リテハ内務大臣、関東都督府ニ在リテハ外務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

## (二) 総督府顧問設置問題

後藤が総督府顧問に就任することは、新聞において既に公開されていたものの、その内幕には依然として複雑な事情があった。九月二日、西園寺は山縣宛ての書簡において、後藤が寺内に電報を打ち、総督が顧問制度に反対であることを述べたと伝えている。<sup>(35)</sup> 西園寺によるこの書簡の意図は、山縣が総督に対して説得することを望むということである。佐久間は、山縣からの書簡を受領した後、直ちには返信しなかったが、その理由は「蕃地戦



況」の視察に赴くことであった。一三日、佐久間は山縣宛ての返信において、後藤の転任に反対しないことを述べ、勅令が既に公布された以上は、顧問制度に同意するほかないとした。<sup>(36)</sup>

後藤は満鉄総裁に転任すると共に両府の顧問に就任することが確定した。その消息が伝えられるや、『台湾日日新報』は社説において中央当局の決定を肯定的に評価している。<sup>(37)</sup> 後藤は長官の辞表を提出後、電報を打ち、内閣に対して更迭時間を九月下旬とすることを希望する旨述べている。そこで、中央政府は上奏等の関連手続に着手した。<sup>(38)</sup> 九月二十八日、台北新公園にて長官送別会が開かれた。新聞記事によると、参加者は台湾全島の官僚、有力者合わせて約二千人以上であったという。<sup>(39)</sup> しかしながら、送別会の後、後藤が総裁就任に至るまでには更に以下の経緯がある。

後藤が首相に提出した総裁就任の条件には、親任待遇の享受に関する要求が記載されている。<sup>(40)</sup> この件について、一〇月二十九日、原敬は首相に見え、当日の朝後藤と交わした談話内容を報告している。原敬は、後藤が両府の顧問を兼任しながら、親任待遇を享受することは困難であり、後藤に断念させようとした。後藤はこれに対して、ならば満鉄の事業は規模縮小となることは必定であり、新たな考えとして、後藤が総裁を専任し顧問を兼任せず、或いは、第三者が総裁を務め、後藤は副総裁の地位に就くことを提起した。原敬の記述によれば、後藤に親任待遇を享受させる構想はもともと山縣から出たものである。しかしながら、のちに山縣は反対した。もしこの時、後藤が顧問兼任を望まず、ひいては第三者に総裁を務めさせるとなれば、新たな問題を生じることとは避けられない。そこで、西園寺は原敬に再度後藤と話し合いをさせることとした。<sup>(41)</sup>

一〇月三〇日、原敬は後藤を訪問し、後藤が満鉄総裁と両府の顧問を務めること、そして顧問が親任待遇を享受できない件については、首相のつらさを理解することを望んでいると伝えた。原敬は後藤を説得するために、後藤に対して、西園寺組閣時に後藤に入閣を要請することも考えたことを説いた。原敬は、同じ東北出身者とし

ての視点から、東北地方の人は他の藩閥とは異なり、艱難辛苦を経て地位を築かなければならなかったことを述べ、郷里を同じくする者としての情に訴えた。後藤もその心境を吐露し、陸軍の跋扈を嘆き、親任待遇は自身の着想ではないことを強調した<sup>(42)</sup>。

原敬の立場から見れば、山縣が後藤の満鉄総裁就任に同意し、且つ顧問の身分で都督府の政策に関与することに賛成し、のみならず当初は親任待遇の獲得をも手助けしようとしたにもかかわらず、中途半端な対応を取り、ひいては後藤が親任待遇を享受することに反対したことによって、後藤の不満が惹起されたのであり、後藤をして、満洲経営の責を負う意欲を失わせ、後藤が最も得意とする副官の役割のみ演じることを希望させるに至ったのである。後藤が譲歩と見せかけて実を取ろうとしていたのか否かは知る由もないが、原敬が後藤を慰め、起り得る政治的危機を打ち消すために、多大な労力を費やしたことは疑いようのない事実である。

一〇月三十一日午前、後藤は原敬に対し、満鉄総裁就任と両府の顧問兼任に応じ、親任待遇は求めない旨、回答した<sup>(43)</sup>。後藤の人事問題は、一〇月末になってようやく正式に確定した。これら外部が知ることのない内情は、原敬日記に記載がなければその詳細を知ることができないものである。当然ながら、原敬日記には、他の政治家の日記同様、後世の読者に原が政局の指導者であったとのイメージを持たせる意図があったと考えられ、解説に注意を要することは言うまでもない。

後藤は辞表において、その理由として今後は貴族院議員としての職務に専念することを説明している。一九〇六年九月に総督が内務大臣に対して本件を内申した際、理由として後藤が病により退官を申し出たことが挙げられている。これら二つの理由はいずれも真の原因ではない<sup>(44)</sup>。一月一三日、後藤は民政長官を辞職して、総督府顧問を兼任することを認められ、同時に勲一等に叙されている。後藤は、同日電報によって総督にその受勲と本官免除、そして両府顧問兼任と満鉄総裁専任の辞令受領を報告している。そして翌日、総督から電報により、男

爵の慶事を喜ぶ旨の回答がなされている。<sup>(45)</sup> 一月、民政長官が更迭され、後任として殖産局長祝辰巳が任命された。後藤はその信頼する部下に後事を託し、後藤の勢力を強固なものとするに至った。

## 二 総督府顧問制度の成立及び運用

一九〇六年九月一〇日、総督の稟議により、内務大臣が後藤を顧問に任命し、一月一三日に発令された。<sup>(46)</sup> 一方、九月初めに総督府は「台湾総督府諮詢規程」を起案した。<sup>(47)</sup> 一月二六日、後藤は佐久間総督の内訓を受けた後、電報により齋藤參吉秘書官が顧問主事に就任することを希望する旨述べている。これを受けて翌日、総督府は齋藤を当該職務に任命した。<sup>(48)</sup>

後藤顧問の総督府に対する貢献について、新聞において時折報道がなされている。例えば一九〇六年一月の記事によれば、翌年開催される東京勸業博覧会において台湾館が建設される予定であり、後藤顧問と東京府との交渉の結果、台湾館の用地を既に確保している。<sup>(49)</sup> 当時の新長官祝辰巳は国外にあり、本件を処理することができなかったため、後藤顧問が支援したものである。顧問制度の運用を具体的に考察するために、筆者は後藤新平文書に残されていた「秘顧問関係覚書」を用いて分析を行った。このうち台湾に関係する部分として、一九〇六年一二月から一九〇七年八月までの間の後藤と祝らとの往来電報などが収録されている。内容は多岐にわたり、その全てを十分に検討することはできない。<sup>(50)</sup> そこで以下、浅田知定が退官して東洋製糖に入った経緯、並びに法曹界の人事異動についてのみ検討を行う。

東洋製糖会社は一九〇七年に成立し、嘉義庁に所在した。その背景として、日露戦争終結後、日本内地の資金が台湾の製糖業に大量に投入され、製糖会社新設のブームが到来し、各社間の統合現象をもたらした。<sup>(51)</sup> 各社は経

営を安定化するために、陣容の強化が求められた。そうした中、臨時台湾糖務局に任官した浅田は、台湾糖業に通じ、業界期待の人選と目された。<sup>(52)</sup>一九〇六年一二月、祝長官は後藤顧問に対し、浅田が東洋製糖会社に入る件について既に浅田と話したものの、浅田は同社の大株主達と先ず協議を行わなければならないため、浅田には既に近日船で上京するよう求めた旨、報告した。後藤は、浅田に相応の待遇を提示する必要があると考え、浅田に対して同社に務めて三年または五年後に五万円を得られるよう保証し、途中で辞職したとしても、過失がなければ三万円を得られるよう保証することを考えた。後藤顧問の提案に対し、祝は台湾での事業経営には予想外の困難がつきものとして、事業経営上、浅田にどの程度の責任を負わせるのが大きな問題であると考えていた。<sup>(53)</sup>

一九〇七年一月、祝は総督に対して浅田が東洋製糖会社に入ることが確定した旨報告した。二月、浅田の休職が認可された。<sup>(54)</sup>浅田は四月に提出した辞表において、数年前にマラリアに罹り、近頃は毎日発作があり、全身が衰弱疲労し、医師の診断の結果、診断証明書が発行され、二年から三年は療養に専念する予定である旨説明している。翌月、浅田は本官並びに兼官を免じられている。<sup>(55)</sup>過労や病気によって職を全うできないというのは、総督府文書においてよく見られる辞職理由であり、そのまま受け取ることとはできない。このように、後藤顧問は祝長官のためにアイデアを出し、一貫した原則、即ち人を用いるに支出を惜しまないという原則に則っている。官民の間に密接な関係があったために、また、製糖会社が総督府官僚の経験と人脈の手助けを必要としていたために、こうしたほとんど取引的な対話が電報において如実に表れているのである。後藤の豪放な性格に対して、祝はいかにも官僚らしい態度で事にあたっており、新旧長官の個性に大きな違いが見られる。

次いで、法曹界の人事異動について検討する。後藤は辞職前にいくつかの人事異動について検討している。そのうちのひとつが鈴木宗言が総督府覆審法院長から司法省民刑局長に転任させる件である。<sup>(56)</sup>一九〇七年六月、祝は後藤に対して、鈴木法院長の後任の人選を報告している。後藤は寺島小五郎を考慮してもよいと述べているが、

祝は寺島が度量が小さく、部下との折り合いが悪く、法律家として發揮できる能力が鈴木に及ばず、内地の司法界にほとんど知られていないとして、横浜地方裁判所長の石井常英を採用することを提案し、大津麟平に石井の考えを聴いていると述べた。祝は更に鈴木を高等官一等に昇任させることも提案している。その理由として、鈴木が内地に転任した際にもし高等官二等のままであれば、官等が過去の日本での部下よりも低いことになり、それによって鈴木は台湾での任官により不利益を被り、残念な結果となることを挙げている。祝による鈴木の後任の人選及び昇任などの問題に関する二つの提案について、後藤はいずれも同意している<sup>(57)</sup>。このように、総督府は院長の人選を非常に重視しており、将来的に日本内地の法曹界から人材を台湾に迎えることについて、細心の注意を払っていたことが分かる。

覆審法院長の人事について、更に詳細な内容が総督府文書に残されている。その文書を分析すると、祝は寺島はその職務に極めて勤勉であったが、寺島の性格から、判官達や弁護士達が寺島に不服であったと考えていたことが分かる。そこで祝は、司法省に対し、必ず石井が台湾に来て任官できるようにし、寺島が内地の裁判所長に任ぜられるよう手配することを要請している。大津と司法省との交渉の過程で、後藤顧問は公務で多忙でありながら、鈴木が七月に高等官一等に昇任できるように支援を行っている<sup>(58)</sup>。一九〇七年九月、寺島は台北地方法院長を辞し、高知地方裁判所長に転任している。鈴木の後任には石井が任ぜられることが確定した<sup>(60)</sup>。鈴木は大審院検事に転任した<sup>(61)</sup>。新旧民政長官は互いに遠く離れた場所にあっても、電報によって情報を伝送し、公文書に文字記録を残しており、後世の我々に人事案件の最も奥深い部分を伝えている。

一九〇七年八月以降、祝と後藤との往来電報には、具体的な資料は見られず、更なる探索が求められる。現在、両者は書簡でも連絡を取り合っていたことが知られており、書簡には後藤が台湾の近況を把握するに足る非常に多くの情報が含まれる<sup>(62)</sup>。同様に更なる探索研究が求められるものは、顧問主事と後藤との相互関係である。一九

○七年十一月の北埔抗日事件発生後、一八日に斎藤が急ぎ「隘勇反乱事件」の動向をまとめて後藤に提供していること(63)から、斎藤は日頃台湾情報を後藤顧問に伝えていたはずであることが分かる。

一九〇八年五月、祝辰巳が逝去した。享年四一歳。新任の長官について、佐久間総督は総督府警視総長大島久満次を起用する意向があり、起案の過程で桂太郎、寺内陸相、原敬内相に報告しており、この決定を電報で後藤顧問に伝えてもいる(64)。当時、後藤は海外視察中であり、非常に不機嫌であったと伝えられる(65)。

遡って一九〇八年三月頃、後藤は両府の顧問について辞表を提出しているが、西園寺首相は許可しなかった(66)。後藤は西園寺のもとを訪れ、顧問職の解除を求めてもいる。後藤は「台湾総督府関東都督府顧問制度停廃之議」において、今となつては顧問制度を維持する必要がなくなつたと指摘している(67)。西園寺は慰留したが、後藤は同職に固執することはなかった。

一九〇八年七月、桂太郎が組閣、後藤は逋信大臣に就任した。この時、後藤が総督府顧問を務めている問題について、中央政府と総督府との間で数多くの電報が交わされている。その内容をまとめると、先ず、内務次官が総督府に対し、後藤が顧問の職を免ぜられる旨通知した。これに対し、七月二日、佐久間総督が内務大臣平田東助宛ての電報において、後藤が引き続き顧問を務めることを希望する旨表明した。平田は佐久間に対し、後藤が入閣した後、顧問を兼任することは不穏当であると述べた。二三日、事態は急展開を見せ、佐久間は、首相と内相が後藤の顧問辞職を主張する以上、中央政府の手に同意するとした。後藤が都督府と総督府の顧問を辞した後、両府は後藤に慰労金をいくら支払うべきかについて議論している。都督府はもともと二千元及び約千円の価値を有する記念品を支給する予定だったが、結果的にそれぞれ五千円、合わせて一万元を支給することになった(68)。二四日、後藤は顧問の職を免ぜられた。顧問就任の期間は二年に満たなかった(69)。一月、大島都督と佐久間総督は内閣に対して後藤に賞与を与えるよう稟議を提出した。両府が提出した理由は似ており、いずれも後藤が

常に枢機に参与し、重要案件の諮問に回答し、多大な貢献をなしたというものである。一月二四日、同稟議は内閣に認可された。<sup>(70)</sup>

一九一〇年五月、法制局は一九〇六年公布の勅令第二四二号廃止を起案した。本件は内閣会議での認可を経て天皇に裁可され、勅令第二八六号として公布（六月二日）された。総督府の顧問制度はここに終わりを迎えた。<sup>(71)</sup>

## 結 論

以上、後藤新平が総督府民政長官を退官した後、総督府顧問を兼任するに至った経緯を考察すると共に、この間の総督府に対する理解を深めるために、後藤がどのように総督府官僚に指導を行ったかを個別の案件を取り上げて分析した。

一九〇六年、総督が更迭されると、新総督佐久間左馬太は後藤が補佐することを望んだ。しかしながら、中央政府は後藤に満鉄総裁就任を強く求めた。後藤は当初こそ拒絶したが、その後自発的に就任の条件を提示するようになり、その条件の一つが関東都督府顧問を兼任することであった。外相らの反対に遭ったものの、首相、陸相及び内相が調整に力を入れたことにより、勅令を發布して都督府と総督府の顧問制度を確立した。顧問制度は総督府が主体的に設計したのではなく、中央の政治過程によって発生した特殊な結果であった。

制度上、顧問は総督の諮問に応じると規定されていたが、実際に後藤顧問と電報を交わしていたのは民政長官祝辰巳らであった。後藤は時に後進の指導にもあたったが、祝長官は完全に命令通りに動いたわけではなかった。基本的に後藤も彼らの決定を支持した。後藤が顧問を務めて数か月後、総督府の施政を以前の部下が引き継いで安心したせいか、また満鉄業務が日増しに多忙になったこともあり、顧問を辞することを考え始め、一九〇八年

の夏に入閣した後、円満に辞職した。法制局は、この後藤のためにわざわざ設計された顧問制度がその効果を発揮することがないと考えてか、一九一〇年に勅令を以て同制度を廃止した。

この時期、日本の政治家は電報や書簡を意思疎通の手段としていたため、総督府の政治史を深く解析するに当たり、私文書は軽視できない情報源となっている。多層的な史料を幅広く把握することによってのみ、総督府の運営状況をより立体的に描出することが可能となる。今後、筆者は引き続き後藤勢力の盛衰の歴史を探求し、そこに内包される意義を読み解いていきたい。

〔注記〕 この場を借りて改めて、私を政治史研究に導いてくださった恩師玉井先生に衷心より感謝申し上げます。なお本稿は、『台湾師大歴史学報』第六四号(二〇二〇年一二月)に掲載の拙稿をもとに書き直したものである。翻訳にあたり、臼井進氏(国立台湾大学歴史研究所修士)に大変お世話になった。記して謝意を表したい。

- (1) 財団法人台湾救済団「佐久間左馬太」(財団法人台湾救済団、一九三三年)、八二二頁。
- (2) 鶴見祐輔(一海知義校訂)『正伝・後藤新平3』(藤原書店、二〇〇五年)、八三三―八四二頁。
- (3) 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』(東京大学出版会、一九七八年)、五四―五八頁。
- (4) 斎藤容子「桂園体制の形成と台湾統治問題」『史学雑誌』第一〇三卷一号(一九九四年一月)、七九頁。
- (5) 鍾淑敏「日據初期台湾總督府統治權的確立―1895年―1906年―」(国立台湾大学歴史学研究所修士論文、一九八九年)、三二―三三頁。
- (6) 鶴見祐輔(一海知義校訂)『正伝・後藤新平3』、八二六―八二七頁。
- (7) 「兒玉總督子爵ヲ後藤長官男爵ヲ授ケラレ兒玉總督參謀總長ニ佐久間大將台湾總督ニ任セラレ祝電及各官衙ニ通知ノ件」、「明治三十九年台湾總督府公文類纂永久保存進退第六卷秘書」、「台湾總督府檔案・總督府公文類纂」、国史



館台湾文献館、所蔵番号 00001227033。紙幅の関係上、以下、総督府公文類纂を引用する場合は件名と所蔵番号のみ記載し、日本国立公文書館アジア歴史資料センター収録の史料を引用する場合は件名とレファレンスコードのみ記載する。

- (8) 尚友俱樂部児玉秀雄関係文書編集委員会編『児玉秀雄関係文書1』（同成社、二〇一〇年）、二二頁。
- (9) 「満鐵正副總裁」『漢文台湾日日新報』一九〇六年七月三十一日。
- (10) 原奎一郎編『原敬日記第二卷』（乾元社、一九五一年）、三六三頁。
- (11) 後藤新平『日本植民政策一斑』（拓殖新報社、一九二二年）、四七―五九頁。
- (12) 「佐久間總督より接受したる電信」『後藤新平文書』R三七所収。
- (13) 立石駒吉『後藤新平論集』（伊藤元治郎発行、一九二一年）、三七―三八頁。
- (14) 後藤新平『日本植民政策一斑』、五九―六〇頁。
- (15) 原奎一郎編『原敬日記第二卷』、三六四頁。
- (16) 後藤新平『日本植民政策一斑』、六〇頁。
- (17) 尚友俱樂部山縣有朋関係文書編纂委員会編『山縣有朋関係文書2』（山川出版社、二〇〇六年）、一一八―一一九頁。
- (18) 原奎一郎編『原敬日記第二卷』、三六四頁。
- (19) 「佐久間總督より接受したる電信」『後藤新平文書』R三七所収。
- (20) 尚友俱樂部山縣有朋関係文書編纂委員会編『山縣有朋関係文書2』、一四三頁。
- (21) 後藤新平『日本植民政策一斑』、六〇頁。
- (22) 原奎一郎編『原敬日記第二卷』、三六六―三六七頁。
- (23) 原奎一郎編『原敬日記第二卷』、三六七頁。八月一日、原敬は佐久間総督宛の書簡にて、後藤の位置を変えな  
いことを確約していたものの、国家が後藤を必要としているため、佐久間にはやむを得ない事情を理解してほしい旨  
述べている。当該書簡は、『日本の近代をデザインした先駆者―生誕150周年記念 後藤新平展図録』（財団法人東  
京市政調査会、二〇〇七年、五六―五七頁）に収録。

- (24) 東亞同文会(編)『續對支回顧錄(下)』(原書房、一九八二年)、五一〇—五一二頁。オリジナルは一九四一年刊行。
- (25) 駄場裕司「後藤新平をめぐる権力構造の研究」(南窓社、二〇〇七年)、一〇二頁。寺内正毅関係文書研究会、『寺内正毅関係文書 2』(東京大学出版会、二〇二二年)、四四五—四四六頁。
- (26) 原奎一郎編『原敬日記第二卷』、三六九頁。
- (27) 後藤新平「日本植民政策一斑」、六三—六五頁。鶴見祐輔(一海知義校訂)『正伝・後藤新平 4』(藤原書店、二〇〇五年)、七六頁。
- (28) 原奎一郎編『原敬日記第二卷』、三六九頁。
- (29) 寺内正毅関係文書研究会『寺内正毅関係文書 2』、四四六—四四七頁。
- (30) 原奎一郎編『原敬日記第二卷』、三六九—三七〇頁。
- (31) 尚友俱樂部山縣有朋関係文書編纂委員会編『山縣有朋関係文書 2』、三八三—三八四頁。
- (32) 原奎一郎編『原敬日記第二卷』、三七—三七一頁。
- (33) 立命館大学西園寺公望伝編纂委員会編『西園寺公望伝 別巻 1』(岩波書店、一九九六年)、一二二頁。
- (34) 「台湾総督府及関東都督府二顧問ヲ置ク」、レファレンスコード A01200243500。「御署名原本・明治三十九年・勅令第二百四十二号・台湾総督府及関東都督府二顧問ヲ置クノ件」、レファレンスコード A03020684100。「勅令」、『官報』一九〇六年九月三日、一七頁。「法律及勅令抄録」、『府報』一九〇六年九月二三日、三八頁。
- (35) 尚友俱樂部山縣有朋関係文書編纂委員会編『山縣有朋関係文書 2』、一四三—一四四頁。
- (36) 尚友俱樂部山縣有朋関係文書編纂委員会編『山縣有朋関係文書 2』、一五七—一五八頁。
- (37) 「南滿鐵道及總裁」、『漢文台湾日日新報』一九〇六年九月一日。
- (38) 原奎一郎編『原敬日記第二卷』、三八—三九頁。
- (39) 「長官送別会狀況」、『漢文台湾日日新報』一九〇六年九月二九日。
- (40) 鶴見祐輔(一海知義校訂)『正伝・後藤新平 4』、五九頁。
- (41) 原奎一郎編『原敬日記第二卷』、三九四—三九五頁。

- (42) 原奎一郎編『原敬日記 第二卷』、三九五頁。
- (43) 原奎一郎編『原敬日記 第二卷』、三九五―三九六頁。
- (44) 「民政長官後藤新平依願免官殖産局長祝辰己民政長官二任用ノ件」、所蔵番号 00001237062。「元民政長官男爵後藤新平ニ恩給下賜ノ儀上申該證書交付ノ件」、所蔵番号 00001273002。「敕令及辭令」、「府報」一九〇六年十一月五日、二八頁。
- (45) 「後藤民政長官鉞勳及南滿洲鐵道会社總裁並台湾總督府顧問等仰付ラレノ件」、所蔵番号 00001237061。
- (46) 同上。
- (47) 「内訓第二十號台湾總督府諮詢規程」、所蔵番号 00001135003。「台湾顧問の権能」『台湾協會会報』第九九号（一九〇六年二月）、二〇頁。
- (48) 「秘書官齊藤參吉ニ總督府顧問主事ヲ命スル件」、所蔵番号 00001238030。「敕令及辭令」、「府報」一九〇六年一月三〇日、五八頁。「兩督府之主事」『漢文台湾日日新報』一九〇六年二月一日。
- (49) 「建設台湾館」『漢文台湾日日新報』一九〇六年二月二九日。
- (50) 「顧問關係覺書」『後藤新平文書』R三三三所収。
- (51) 黃紹恒『砂糖之島・日治初期的台湾糖業史 1895-1911』（国立交通大学出版社、二〇一九年）、一三四―一五五頁。
- (52) 「新高の經營振と故淺田知定君」、「台湾糖業年鑑」（台湾通信社、一九二七年）、三五五頁。淺田は官を辞した後、前後して東洋製糖、新高製糖に務めた。「故淺田氏略歴」（『台湾日日新報』一九二六年一〇月二六日）、「故淺田知定位階追陞ノ件」（レファレンスコード A11113672400）を参照。
- (53) 「顧問關係覺書」。
- (54) 「淺田知定昇級ノ件」、所蔵番号 00001330011。「淺田知定休職命令」、所蔵番号 00001330056。
- (55) 「淺田知定休職命令」、所蔵番号 00001330065。「糖務局事務官淺田知定依願免官」、所蔵番号 00001335025。
- (56) 王鉄軍「台湾總督府官僚と関東都督府の設立―植民地間の官僚交流中心として―」、松山幸夫編『帝国日本の展開と台湾』（創泉堂出版、二〇一一年）、二〇七頁。
- (57) 「顧問關係覺書」。

- (58) 「法院判官鈴木宗言昇等」、所蔵番号 00001339019。
- (59) 「判官寺島小五郎判事ニ轉任」、所蔵番号 00001342036。「寺島前地方法院長送別会」『法院月報』第一卷五号(一九〇七年一〇月)、八一九頁。
- (60) 「石井新院長の歓迎及披露」『法院月報』第一卷五号(一九〇七年一〇月)、七頁。
- (61) 「鈴木前覆審法院長略歴」『法院月報』第一卷一号(一九〇七年六月)、ページ番号なし。
- (62) 「後藤新平関係文書Ⅱ」『台湾近代史料研究』第二号、一〇三—一一〇頁を参照。
- (63) 「北埔事件」『後藤新平文書』R三〇所収。
- (64) 「警視總長大島久滿次民政長官ニ任用ノ件」、所蔵番号 00001422048。
- (65) 「財団法人台湾救済団」『佐久間左馬太』、八二三頁。
- (66) 「立命館大学西園寺公望伝編纂委員会編『西園寺公望伝 別巻1』、九六頁。
- (67) 「鶴見祐輔(一海知義校訂)」『正伝・後藤新平4』、六三〇—六三二頁。
- (68) 「顧問後藤新平免職ニ關スル賞與一件」、所蔵番号 00001428055。
- (69) 「叙令及辭令」、『府報』一九〇八年七月二八日、六九頁。
- (70) 「元関東都督府顧問元台湾總督府顧問男爵後藤新平」、レファレンスコード A04010156300。
- (71) 「明治三十九年勅令第二百四十二号・(台湾總督府及関東都督府ニ顧問ヲ置クノ件)・ヲ廃止ス」、レファレンスコード A01200052100。「御署名原本・明治四十三年・勅令第二百八十六号・明治三十九年勅令第二百四十二号(台湾總督府及関東都督府ニ顧問設置ノ件)廃止」、レファレンスコード A03020859900。「勅令」、『官報』一九一〇年六月二二日、四九九頁。「勅令抄録」、『府報』一九一〇年六月三〇日、九三—九四頁。